



死亡保険金を受け取った場合の税金について教えてください。



保険金を受け取った場合に、契約者(保険料を支払った人)、被保険者(保険の対象者)、受取人(保険金を受け取る人)によって以下の図のように税金は「相続税」「所得税」「贈与税」と異なります。

契約形態	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
契約者と被保険者が同一人の場合				相続税
	(例) 夫	(例) 夫	(例) 妻	
契約者と受取人が同一人の場合				所得税
	(例) 夫	(例) 妻	(例) 夫	
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合				贈与税
	(例) 夫	(例) 妻	(例) 子	



相続税の場合の課税対象額はどのようになるのですか？



受け取った死亡保険金全額が課税対象額になりません。死亡保険金には「非課税金額」があります。

$$\text{非課税金額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人数}$$

例えば、ご主人が亡くなって子供が2人いる奥さんが死亡保険金3,000万円を受けたとった場合に相続税の課税対象額は、法定相続人数は奥さん、お子さん2人の3人になります。従って

**相続税の課税対象額 = 3,000万円 - (500万円 × 3人) = 1,500万円**  
になります。



所得税の課税対象額はどのようになるのですか？



受け取った死亡保険金は一時所得の対象になります。一時所得の計算式は

$$(\text{死亡保険金} - \text{払込保険料} - 50\text{万円}) \times 1/2 = \text{課税対象額}$$

例えば、奥さんが亡くなってご主人が3,000万円の死亡保険金を受け取った。一時所得の課税対象額は(払込保険料300万円)

$$(3,000\text{万円} - 300\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = 1,325\text{万円}$$

になります。ご主人はこの一時所得対象額と例えば給与所得があるなら給与所得＋一時所得を合計した金額が総所得金額になります。それに対し課税所得の金額を計算します。



贈与税の場合はどのようになるのですか？



ご主人が保険料を支払い、被保険者が奥さん、奥さんが亡くなって子供が死亡保険金を受け取った場合にはお子さんに贈与税がかかります。

贈与税額は

$$\text{課税対象額} = \text{贈与額 (死亡保険金)} - \text{基礎控除額 (110万円)}$$

$$\text{贈与税額} = \text{課税対象額} \times \text{税率}$$

税率は贈与を受けとった人の年齢によって下記表のように税率になります。

一般税率速算表は、「特例税率」に該当しない場合の贈与税の計算に使用します。例えば、兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から子への贈与で子が未成年者(18歳未満)の場合などに使用します。

一般税率								
基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	600万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	0.1	0.15	0.2	0.3	0.4	0.45	0.5	0.55
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

特例税率速算表は、贈与により財産を取得した者が(18歳以上の者に限りません)。直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産に係る贈与税の計算に使用します。例えば、祖父から孫への贈与などに使用します(夫の父からの贈与には使用できません)。

特例税率								
基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	0.1	0.15	0.2	0.3	0.4	0.45	0.5	0.55
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円



一般税率と特例税率の税額計算例を教えてください。



事例：死亡保険金受取人：息子(18歳未満) 契約者：父 被保険者：母  
死亡保険金：500万円

●一般税率適用で贈与税額を計算

$500\text{万円} - 110\text{万円 (基礎控除額)} = 390\text{万円 (贈与税課税対象額)}$   
 $\text{贈与税} = 390\text{万円} \times 0.2 - 25\text{万円 (控除額)} = 53\text{万円}$

事例：死亡保険金受取人：息子(18歳以上) 契約者：父 被保険者：母  
死亡保険金：500万円

●一般税率適用で贈与税額を計算

$500\text{万円} - 110\text{万円 (基礎控除額)} = 390\text{万円 (贈与税課税対象額)}$   
 $\text{贈与税} = 390\text{万円} \times 0.15 - 10\text{万円 (控除額)} = 48.5\text{万円}$

引用・編集：国税庁ホーム・ページ：贈与税の計算と税率  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4408.htm>